

平成26年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月5日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第56号 勝浦市情報公開条例及び勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第58号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第59号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第60号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第61号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 勝浦市地域包括支援センター条例の制定について
- 議案第63号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第64号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第65号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第66号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第2 休会の件

開 議

平成26年12月5日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第56号 勝浦市情報公開条例及び勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第59号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第60号 勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を

行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番(藤本 治君) 何点か質問させていただきますが、議案第58号につきましては、これまで学童保育についてはどういう運営の規則というか、どういうことを基準にして運営なされてきたのかということと、これまでやってきた運営の指針が今回新たに条例化されるこの議案第58号の中にどのように反映しているか。そっくり同じ形で踏襲されているのか、変更があるとすれば何が変更されていて、どういう理由によるものなのかをお尋ねしたいと思います。

それから、国の基準以上のものが条例化されているとすれば、それはどういう内容のものかということと理由をお尋ねしたい。

それから、第9条、設備の基準のところ専用区画につきまして、3項でただし書きがありまして、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」ということで、これは非常に曖昧な規定だと思うのですが、その意味するところをお尋ねしたい。

次の10条の4項で、「児童の数は、おおむね40人以下とする」となっておりますが、40人を超えた場合にはどう対応されるのかをお尋ねします。

議案第59号、60号に共通することなんですけれども、法第何条何項という指定が極めて多くて非常にわかりにくいというか、基準についても法第何条何項の基準に基づくとかいう形で、国の定めている法を指定して、その法に基づく基準で条例が規定づけられているんですけれども、これは大変わかりにくいし、もし万が一、国のほうで法そのものを変えた場合に、条例そのものは変更なく内容だけ変わってしまうというそういう事態も起こり得るんじゃないかと思うんです。そういう点では、こういう条例のつくり方というのは、ちょっとまともなやり方ではないんじゃないかなと思いますけれども、法の前後を説明しろと言ったら大変なことになると思いますけれども、主なところで基準にかかわるようなところについては、その法が何を指しているのかというのは説明いただかないと、我々、理解しがたいと思うんです。そういう点では、全てというわけにはいきませんので、特に基準について、法の条文そのものを引用しないで、法令そのものの第何条第何項というふうな形で指定されていて、その基準に従うということについては、法そのものはどういうことを決めているのかご説明いただきたいと思うんです。

あと、議案第59号につきましては、従来の上野、総野の保育所の運営と新しく認定こども園をつくるということで、その認定こども園がつくられた場合の運営と、今後はそれら全てをこの条例によって運営するというところで理解していいのかどうかということと、その際新しく認定こども園をつくった場合に、上野と総野の保育所と新しくつくられて運営される認定こども園と、どの条項でどういう違いがそれぞれに生まれるのかということ条項に即して説明していただきたい。

あと、認定こども園の場合は直接契約ということになりますけれども、認定こども園に入りたいという父兄の方は、どういう手続をとって、どういうプロセスを経て、保育なり、これまでで言えば幼稚園なりに該当するような認定を受けて入所することになるのか。その手続はどこにどう記されているのかご説明いただきたい。

あと、議案第60号に関しまして、非常に多岐にわたる保育事業が条例で指し示されているんですけれども、特に保育士の、保育者の数と比較ですね、必ずしも保育士が当たるという場合

ばかりではなくて、研修を受けた人が対応しているような、そういう場合も示されているんですけども、これはどういう保育者の人数と比較について、余りにも種類が多いんですけども、その種類について説明していただきたいのと、それは、全体として国の基準どおりであるのか、国の基準とは違う勝浦市独自の条例が盛り込まれているのかどうかを、議案第60号全体について説明していただきたいのですが、中でも特に保育者の数と資格につきまして、やっぱり保育士を全てについて充てるべきではないかというふうに思いますので、そういう点についてはこういう違いをつくっているということの理由を明らかにしていただきたいと思います。

あと、食事等の提供について、外部に委託したり持ち込んだりしてもいいというふうにそれぞれ記されているんですけども、これは、その保育施設の中で調理したものを提供するというのが本来的ではないかと思うんですけども、施設全体についてそのような扱いをされているのかどうかということと、そうしている理由についてお伺いしたいと思います。多岐にわたって申しわけないですが、よろしくをお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。まず、議案第58号の関係ですけども、これまでの運営と、今回条例化されるところがどう変更されているかということですけども、これにつきましては、今まで国及び県のガイドラインに従って放課後ルームを設置してきたところですが、あるいは、放課後児童健全育成条例及び施行規則がございます。そういう中で定められてきたところが、今回は、そういった国のガイドラインがそのまま国から基準として示されまして、それがそのまま今回の条例に反映しているというようなことになっているところがございます。

次に、第9条の設備の基準という中で、第3項、専用区画等は、衛生、安全が確保されたものでなければならないということですけども、この基準については、これまでも児童1人につきましておおむね1.65平方メートル以上で整備してきたものでありますので、それはそのまま受け継ぐというような形になっているものでございます。

あと、第10条第4項ですが、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするということがございます。ですから、40人までは一つの単位ですけども、それを若干超えてくることになりますと、それは施設の整備をしない限り、入れない人は待機児童というか、そういう形になってくるのではないかというふうに考えております。

次に、議案第59号、議案第60号の条例の基準等は、基本的に条例審査等がございますので、総務課のほうから答弁していただくということがございます。

次に、そういった条項がいろいろあって、その部分を一部改正とか変えた場合にどうなるのかということもありましたけれども、その辺につきましては、今回の基準そのものがそのまま国の示された基準をもとに条例をつくり込んでおりますので、その辺はこれを市独自で変えとかそういうことは考えてはおりません。ただ、こういった細かい条例等がございますので、私どもとすれば、今後、これは当然広報等ではこういう条例が制定されましたということで、概略といいますか、そういうところも、今後逐条的にできればというふうには考えておりますけれども、なかなかその作業も難しいところがございますので、今後、検討していきたいと考えております。

次に、議案第59号の新たな認定・運営というのが全てこの条例なのかということでございます。

ますが、これは幼稚園、保育所あるいは特定地域型保育事業の運営に関する基準ということでございますけれども、そのほかに、例えば認定こども園につきましては、県が認可するのは今までどおりでございますので、県のそういう基準というものが、例えば幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例というのが26年10月に施行されております。そういう中で、学級の編制の基準とか、1学級は35人以下であるとか、職員数とか、そういったものがある決められておりますので、この条例独自ではなく、そういった国の基準あるいは県の基準等をあわせて運営されるものと考えております。

あと、上野、総野の違いとかそういう形ですけれども、これは今のところはそれぞれ現在の基準がそのまま受け継がれるという形とは思っております。ただ、運営形態上は、認定こども園になりますと、部屋についても、保育室についても、まずは幼稚園の基準が1クラス35人以下、一方では年齢によって1人当たり1.65平方メートルとか3.3平方メートルとか、そういう形でありますので、それが合わさったものということになりますので、その辺の若干基準が合わさったところ、入り組んでいるところはあるというふうには考えておりますけれども、その他の運営については、そんなに差異はないとは考えております。

続きまして、直接契約の手続という形ですけれども、今後そういった新しい手続等にはなるわけですけれども、新制度におきましては、3つの認定区分、1号から3号認定区分に区分けされます。そういったところから、利用先については市のほうで認定をしていくものでございますけれども、手続的には、大きく言いますと、今までとそう変わらないものでございます。例えばまず市に保育の必要性の認定を申請し、市から認定証というものが交付されます。そして、保育所等の利用希望の申し込みをしてもらい、次に、申請者の希望保育所等の状況によりまして市が利用調整ということもありますけれども、利用先の決定後、契約というふうになります。ところで、その契約とかはどのようなふうにするかといいますと、基本的には通常我々が業者と契約するとか、そういった契約書というのは特には交わさないということで、申請書の中に、例えば今後の申請手続につきましては、施設型給付費の地域型保育給付費等支給申請書、そして申込書、それとそれの支給認定書によって決定されます。そういう流れの中で確定していくというもので契約をしたという形になっていくかと思っております。

次に、議案第60号の家庭的事業等保育基準ということになりますけれども、基本的には勝浦市内において、今のところ幼稚園と保育所、公設しかございません。これらの小さなきめ細かな保育については国の施策によりまして、こういう小さい規模でも保育所あるいは小規模としてできますという基準を市で条例化して確認をしていくということ、これも認可もしていくということになりますけれども、この辺につきましては、国の基準どおりに定めていくということで考えております。

保育士の配置、いろんな細かい事業等にそれぞれ配置すべきということでございますが、これも先ほど申しましたように、国の基準によって、そういう資格なり、例えばそういう研修とか受けてなるものであればなるというような形で、今のところはそれぞれ国の基準どおりに従って、そういったものがあるとするならば、それで確認、認可するというふうな流れになろうかと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の議案第58号から議案第60号に関する条例

の中で、法第何条に定めるとか規定するとか、そういう文言が非常に多いと。非常に読みづらいというようなお話でございますけれども、例えば議案第58号の放課後児童健全育成事業とか、あるいは議案第59号の特定教育・保育施設、こういうものにつきましては、法律の中できちっと定義から、運用から細かく定められているものであります。今回、条例で上げるものについては、子ども・子育て関連法律の中で市町村がその運営であるとか、あるいは設備であるとか、今、地方分権という一つの流れがありますから、そういうものは市町村が独自に判断をしてつくりなさいというふうに位置づけられたものですから、本来であれば、それだけを書き出してもいいんですけども、それですと全体がよくわからないわけですから、もともとの法律で書かれている定義規定をここにもってきている。それが逆にこの条例をわかりやすくするであろうということで、一つ一つの定義については法律と違う運用とか解釈とか定義はできませんので、一つ一つ丁寧に定義規定を設けた。そういうことで法律第何条という規定が非常に多いという理由であります。

ただ、市長の提案理由の説明にございましたように、運営とか設備の基準は基本的に国の厚生労働省の運用基準を準用しているのが大部分という今回の条例の内容でございますので、法律の体系とこの運用基準との、そういう法律と条例との関係をきちっとご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 特に議案第59号、議案第60号について、法に基準が定まっているということで、法を指定してそれに基づくというわけですけども、国の基準以上に勝浦市が独自に、もっと充実した内容を規定づけるということはある得ることだと思いますし、むしろ今規定されている以下に国のほうが下がった場合、勝浦市の条例はその法に基づくとなっていれば、国が変えただけで勝浦市の運営も自動的に変わっちゃいますよね。条例を改正しなくても法の何条何項がその規定である限りはね。そうすると、勝浦市が、この基準でいくとみずから判断するというのが、こういうやり方だと全部なくなって、国の基準どおりですという格好になるんじゃないかと思うんですよ。勝浦市は独自の基準を設けたりはしませんという、そういうことを表明されるんだったら、また話は違いますが、国の基準は基準だけれども、それとは独自に自主的に基準をもっと充実させるとか、よりよいものにするという意味で、条例に盛り込むということはある得るし、そういう自治体もほかにあると思うんですけどもね。そういう条例づくりをなぜしないのかと思うわけです。だから、その点、もう一度、このやり方でいいんだというご説明なんですけど、ぜひ私が今言った疑問に答える答弁をお願いしたいと思います。

それから、今、いろいろ申されたんですが、認定こども園がつくられて、申し込みが来て、それが認定される仕組みなんですけど、保育の1、2、3と段階を認定して、認定証を発行するというようなご説明で、認定こども園に入るというのは父兄の側からの申し込みで入るのか、あるいは認定こども園に入ってください。上野保育所に入ってくださいと、市としてはそういう調整をされるんだと思うんですけども、そういう手続がどうなるのかということなんです。この条例にはそういうところがどういうふうになり込んでいるのかよくわからないんですけども、手続が今までと違っちゃうのか、今までどおりなのか、このことをお尋ねしています。

あと、保育士の家庭的保育のA型とかB型、C型とあるんですが、Aは全員保育士の資格を

持った人に預かってもらう。Bになればその2分の1でいいと。半分の人が保育士であればいいと。Cの中には研修を受けた方であれば無資格者でいいというようなばらつきがあるわけです。勝浦市の中に万が一こういう事業者が名乗り出てきて認可を受けたいということになって、無資格者でも認可されるとなれば、保育の質が市全体としては保てなくなると思うんです。保育に格差が生まれる。そういうことを持ち込むことを許す条例になっていると思うんです。そういう点では、国の基準どおりやりますということなんですけど、それは勝浦市にとっては、保育の質を保てなくなるとい、そういうことに踏み込んでいくということになるんじゃないかと思うんですけど、その点についてご見解を伺いたいと思います。

あとは、給食について、自分のところでつくって提供するという本来的なやり方を明示すべきではないかと思うんですけども、それについては答弁がなかったので、あわせてご答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。条例の定め方の基準が、今、藤本議員がおっしゃった国の基準が下がったら、やはり国に連動するののかということでございますけれども、むしろその逆で、今までであれば国の基準が示されておりますから、市町村はその基準に従う義務が発生するわけですけども、それが今度は独自に市町村が、施設であるとか設備とか、こういうものについての基準は市町村が定めなさいということになるわけですから、市町村の実情に照らした上で必要な設備なり運営を独自に決めることができるというわけでありまして、国が基準を下げたからといって、必ずしも連動してうちのほうも下げなきゃいけないという義務はなくなるということになると思います。その逆もあり得るかもしれませんけれども、あくまでも地方分権、地方の自主性を重んじるということでの今回の条例の制定ということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。認定こども園につきまして、こちらのほうで調整するという形になりますけども、現在は上野と総野、そして、基本的には中央保育所が幼稚園と一緒に認定こども園という形になりますから、その地域性等は基本的には今までどおり行いまして、その中でいろいろと特別な事情とかいろいろなことがあるでしょうから、そういうものは加味して調整をしていくという形になっていくと考えております。

続きまして、A、B、C、保育士のことについてばらつきがあるということでございます、これは再三申しますように、国の基準でこういうふう決めなさいよという形でおりますので、うちのほうとしてはそれに基づいた形で条例化をしているというところでございます。

また、給食の関係につきましても、これも今申しましたように、新制度について、国の定めた基準でありますので、公設としてはこれに従って定めていくという形になります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国の基準どおりにやるということ盛んにおっしゃるし、総務課長も国の基準というものが下がった場合は自動的に下がるものではないと言うんです。私は、国の基準というのは最低限度のことを示しているんであって、それ以上のことを勝浦市がやるということについて、それを妨げるものはないと思いますので、国の基準以上のことを勝浦市がやるとい

うことがなぜできないのかということをお求めているわけですから、今の給食にしても、保育所にしても勝浦市では保育に携わる者は保育士資格を有する者に限ると、無資格者はやめるといふそういう条例をつくってもいいと思うんですよ。むしろそういうふうにつくるべきじゃないかと思うんです。保育の格差を持ち込んだり、大きなばらつきを生み出すような条例ですから、それは正すべきじゃないかなと。給食についてもそうだと思うんですよ。国の基準がそうであっても、勝浦市としては質の高いものを提供していこうじゃないかということで、そういう条例づくりをしていいんじゃないかと思う。そういう意味合いの法の指定がされているんですけども、それをきちっと明文化して、国の基準どおりであっても、勝浦ではこういうふうな基準を、我々が見てもわかりやすいような条例にすべきではないか。ましてや、国の基準以上のことを盛り込もうとなれば、こういう条例のつくり方だとそういうことが障害になってしまうのではないかと思うんです。そういう点で改めてお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。今回、新たな制度として3本の条例を提案したところでございますけれども、勝浦市の対応方針ということでは、運営基準におきまして、国が定める基準によりますと、従うべき基準と参酌すべき基準というのが混在しているところがあります。基本的には、国の基準どおりに、市のほうも先ほどから申しましたように、そういうふうな決め方をしておりますけれども、あと、もう一つは、今後新たに設置する場合の基準というところが多いものですから、本市の実情につきましては、公立の保育所と幼稚園しかございませんので、国の基準と異なる内容を定める特性というものが、今のところないわけがございますので、基本的には国の基準に準じて設定したという経緯がございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第56号は総務常任委員会へ、議案第57号ないし議案第60号、以上4件は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第61号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市地域包括支援センター条例の制定について、議案第63号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号ないし議案第63号、以上3件は教育民生常任委員

会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第64号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、議案第65号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第66号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私から1点お聞かせください。議案第64号の21ページの住宅費、市営住宅の維持管理経費、解体工事の259万2,000円ですが、この件でお聞かせください。台風18号の影響で倒壊のおそれがあるということで解体されるということでございますけれども、この万名浦の市営住宅でほかにどのような被害があった場所があるのかということと、今現在、万名浦の市営住宅に空きはあるのかどうか、空きの状況をお聞かせいただきたい。

あと、解体された後にこの土地はどのようにしていくのか、どのようにしようとしているのかをお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。万名浦団地の台風18号の被害の関係でございますが、こちらは、小さなものからこの解体をお願いしたものまで大小ありますけれども、15軒が被害を受けております。

また次の、現在の空き状況でございますけれども、9軒が空いております。

続きまして、こちらの3軒の解体後の利用についてでございますけれども、現在のところはまだ決定しておりません。今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。解体する3棟も含めて9軒空いているという考え方でよろしいのですね。わかりました。また今後もうこういう被害の可能性というのも出てくると思うんです。平成24年度のときに一般質問をさせていただいているんですけど、全体的に老朽化が進んでいるというのは前回もお話をお聞きしましたし、今後、全体的に万名浦市営住宅の場所自体をいろいろ考えていかなきゃいけないと思うのですが、その辺について、今現在言える範囲で結構ですので、考えているところがあれば教えていただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。今後の万名浦団地の進め方についてでございますけれども、前年度策定いたしました勝浦市営住宅整備計画におきまして、万名浦団地につきましては老朽化が激しいことから用途廃止の方針とするということになっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 用途廃止という整備計画を立てられているということですので、ほかの市営

住宅のことと含めて、早急にいろいろ考えていかなきゃいけないところなのかなと思います。これは私のほうから提案というか、昨日の一般質問とかも含めて、今後、空き校舎とか施設の空きとか出てきたものを利活用していくというのも一つではないかなと思います。平成24年度に一般質問をさせていただいたときに、市営住宅を建設できる場所というのは生活の利便性だったり、駅からどのくらいの距離があつてとか、買い物はどうだというようなお話を聞きましたが、昨日、質問させていただきながらいろいろ考えたときに、中学校の校舎とかでも考えられるんじゃないかなというのが私の中でちょっとあつたんですが、まだ耐震工事をされていないが、耐震工事をして、例えば1階が興津集会所として活用したり、2階、3階が市営住宅のような建物に中をリニューアルするとか、何か複合施設としてそういったのも一つだと思いますし、いろんな発想を描きながら空いてくる市の施設を有効活用していただければなと思います。これは私の提案でございます。答弁は結構です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 教育費の中の小学校費全般といいますか、そこでお聞きしたいと思います。昨日、一昨日から教育委員会関係は一般質問で集中砲火を浴びて大変だったと思いますけれども、私の質問はそんなに大したことではございません。本当に簡単なものでございます。先月だったか建設経済常任委員会で、信州佐久の鯉太郎でおなじみの佐久市に行つてまいりました。いろいろ商店街の研修を受けたんですけれども、一昨日、一般質問をやつた土屋議員がいろいろお話をしたんですけれども、私もその中で、研修が終わつて表へ出て、子供たちが下校のときにヘルメットをかぶっている。これはすばらしいことだと思つていました。そこで、一般質問で質問してくれたんですけれども、土屋議員も非常にやることは早くて、即市役所に電話して、ヘルメットは幾らだ、どうだといろいろスピーディーにやつていました。昔で言えば、松戸市役所のすぐやる課、そんな感じで今回一般質問をしておつたところでございます。その中でパネルを使って写真を見せて、この赤いネクタイがというのはこの私のこのネクタイでございます。そんな関係で、今日はその続きを、私ももっとやってくれるかなと思つたけれども、途中でしっぽ切れだつたもので、その後、少しお願いしたいなということで質問に立つたわけでございます。

まず、昨日の一般質問の中でお話がありましたヘルメットにつきまして、私も前から子供たちが登下校のときにけがをしたらどうするのか。勝浦小学校の場合は帽子をかぶっていない。ほかの学校は、黄色い帽子をかぶっているところもあるし、それぞれありますけれども、中学生の自転車通学ではヘルメットかぶっていますけれども、そんなこんなで、もし石でも落ちてきたり転んでけがをしたらどうするのか。特に3.11からそういうことも非常に心配していたんですけれども、たまたま今回佐久市でそういうことがありましたのでお聞きしたいところなんです。まず担当課長に伺いたいのですけれども、この間、校長会でいろいろお話があつたようなことを聞いております。その中でどのようなお話をされたのか。またヘルメットの件についても多少でも話が出たのか。その辺と、担当課長として子供の登下校の際の危険性はどのようなふうを考えているのか。まず、その辺からちょっと伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。まず、校長会でのお話の内容についてのご質問がありますが、11月に市内の小中学校校長会が開催されました。そのときに、議員のほうからへ

ヘルメットの件について事前にお話を伺っておりましたので、その件につきまして、実物の見本のヘルメットを示しながら、またそれを手にしていただきながら、登下校時等に黄色いヘルメットを使用するという点に関して校長先生方のお考えはどうでしょうかということで校長会のほうでお話をさせていただきました。その校長会の際の話の様子では、その場で賛成または反対という直接的なご意見はございませんでした。校長先生のほうからは、ヘルメットの着用については確かに安全ではあるが、実際の使用に関しては、やはり現段階では、使用するのがあるのか、その辺については今すぐ判断はできないというお答えでありました。

それから、教育委員会、また、私のヘルメット使用についての考えということでご質問がされておりますけれども、昨日、教育長のほうから答弁もございましたけれども、ヘルメットの着用について、これは登下校の安全対策ということで非常に重要なことだというふうには捉えております。このヘルメット着用については、各学校の実情等さまざまございますので、保護者会やPTAの行事、また学校行事等のいろいろな機会を捉えまして、学校、保護者また地域の方々とよく話し合いを持っていただきまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。それでは教育長に伺いたいのですが、今、担当課長からお話がありましたけれども、PTAとかそういった方々と相談をしてやりたいというようなことであつたんですが、やはり安全対策として、いろいろな関係者と相談するのもいいですけれども、私は、市行政で予算を立てて636人の生徒に貸与して、これは6年間使えるはずで、格好も悪くないし、軽いし、かわいいですよ。1個当たりにしたって1,000円弱であります。中には、そんなものはかぶらなかつたっていいやと言う人もいるとは思いますが、やはり安全対策として市のほうから貸与するということが私はいんじゃないかなと思います。通学途中に転んで頭をブロックか何かにつけて大けがをして、ヘルメットをかぶっていればこんなことはなかつたかな、あるいはそれ以上に亡くなっちゃう場合もあるかもしれない。ヘルメットをかぶっていればこんなことはなかつたのにと。そういうことで、私はぜひお願いしたいし、そしてまた、もし教育長にお孫さんがいたとして、学校に通っていてそういうけがを考えた場合にどういう思いをするのかなと。たった1,000円弱で1人の命が、命と言ったらオーバーかもわからないけれども救えるんですよ。全体で70万円もかからないんですよ。だからぜひその辺のところをお考えいただいて教育長の前進のない答弁をひとつお願いしたいと思うんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。子供の登下校の安全対策につきましては、本当に最重要課題だと思っております。ヘルメットの話聞きまして、この前の校長会の折にも話したんですけれども、私とすれば、委員会のほうから押しつけるような形は余りよくないんじゃないかなというふうにご考慮をしております、やはり学校現場の校長の考え、そして保護者の考えを尊重しながらこの対応策をやっていくのがいいのかなと思っております。

実は、校長にも何人か聞いてみたんですが、ヘルメットは、1年生なんかはきちっとかぶらないと逆に危険なわけですよ。ですから、そういうところも徹底していかなければならないなというふうに思っております。土屋議員から見本もいただいておりますので、その辺を使ってい

ただいて、これならいいだろうというような意見が出てきましたら、ぜひそれに沿ってやっていきたいと思います。委員会としても、これを推し進めるような形で前向きな検討をしていきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。なお、末吉議員に申し上げます。質疑でありますので、議案に沿った質疑をお願いいたします。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） また怒られちゃうかもわからないけど。では、市長に伺いたいと思います。これは教育費だから俺は知らないよと言われちゃうんですけども、総務費として一つの交通安全という形からやられたらどうですか。

市長も前山口市長の後を受けて3年4カ月ですか、この勝浦もすばらしく変わってきました。お年寄りが足が痛くて駅の階段上がれないと言えばエレベーターができる。そしてまた、芸術文化関係がないと言えすばらしいのができた。そういった関係で、この3年4カ月、すばらしい成果が上がってきておるところでございます。そしてまた、来期には出馬をするということで、我々も勝浦が変わっていくことは非常に楽しみにしているところでございます。そういうところで、今度は子供に対して、先ほど教育長のほうに話しましたが、やはり通学の安全、脱法ハーブとかいろんな危険なものをもって自転車で走っているのがあります。それがもしぶつかってけがをしたり頭を打ったら本当に怖い。そんなこんなでぜひ市長にもこの問題に取り組んでいただきたい。とにかく前山口市長も元気な子供をつくる勝浦ということでございます。子供は勝浦の宝です。未来のある子供たちです。どうかひとつそういった意味で、このヘルメットのことはぜひお願いしたい。そしてまた、この4月から実施できれば本当にいいなと考えております。ぜひ当初予算あるいは3月補正でできればと思っておりますので、市長のご意見をひとつお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） この件につきましては、今後教育委員会とも連携しながら、もしいいということであれば予算措置をするなり、またご寄附をいただくなりということでは何かの手当てをしたいというふうに思っております。いいということであれば、教育委員会と連携をとります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは13ページの教育費雑入、交流センターの入場料収入60万円と、あとは24ページの同じく交流センターの管理運営経費、映画上映委託料について伺います。

まず、この映画上映委託料なんですけれども、この委託、どのような業者に、どのような形で委託を行うのか教えてください。また、この諸収入のほうの予算説明書を見ますと、1,000円掛ける100人掛ける4回ということで、本年度中に4回上映することと思いますが、第1回目の上映の日時あるいは作品がもしわかっていたら教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、映画上映を行うに際しましての会社でございますけれども、今のところ、ご存じだと思いますけれども、千葉市にございます京成ローザから配給を受けまして上映をする予定でございます。また、映画はいろいろ種類がございますけれども、なるべく旬なものがよかろうと思ひまして、5月の連休に封切りがございました「アナと雪の女王」、ご存じの方が結構多いと思いますけれども、なるべく多くの方たちに見て

いただくということで、今そういう方向で調整中ということで予算要求させていただきました次第でございます。

次に、日時と入場料の関係でございますけれども、とりあえず3月の下旬ということで予定しております。4回上映ということでございまして、今の考え方として、配給会社から何日間も配給を受けるとやはり結構な金額になりますので、1日を考えております。時間帯で見られない方もいらっしゃいますので、朝から夜までの中で配分していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） この映画上映に関して、映画館と連携して最新の映画を上映していただくということで大変すばらしい取り組みかと思えます。そこで質問なんですけれども、例えば内容的にはスプラッター描写があるような映画であるけれども、実は社会的名作であったりとか、逆に娯楽作品の体をとりながら内容が低俗なものもあつたりします。全部の映画を映画館で流すのならいいんですけれども、取捨選択して流すに当たって、このキュステのほうで、放映する映画の内容の制限があるのかどうか、その基準等があるのか、また、今後つくっていく予定があるのか、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。これから新しい施設で一つの事業として映画上映を企画していくわけですが、やはり上映するに当たっていろいろな映画の種類があります。やはり公共施設でございますので、まず、いわゆる成人映画という類いのものは好ましいものではないということで、基本的には青少年の健全育成、当然でございます。あとは人口の交流、また市民の憩いの場としても考えておりますので、その辺をこれからいろいろな種類のある映画の中で取捨選択していくということで今のところ考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 大変すばらしい試みでありますので、入場予定者数が100人掛ける4回、400人ということだと思えるんですけれども、これはもっと呼べると思うんです。なので、この3月上映の広報について、現段階でどのような形で考えているのかお聞かせください。非常にすばらしい試みです。ぜひキュステにふさわしい映画上映をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いますということで、質問としては広報をどうするかということでお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。上映に当たりましての広報でございますけれども、当然ながら広報かつうら、あとはホームページ、それとチラシをつくりまして公共施設あとは市内の掲示板、そういう方向でなるべく多くの方にお知らせしましてたくさんの人に見ていただくということで考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 私から1点だけお願いいたします。16、17ページ、児童遊園費です。過去議会で鶴原保育所のジャングルジムの問題で指摘して、使用禁止が長く、子供たちをがっかりさせちゃった経緯があるので、確認の意味で質問させていただきます。この吉尾児童遊園のブランコ及び鉄棒、今現在、使用可能のままなのか、使用禁止にしているのかをまずお聞きします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。ブランコにつきましては、使用禁止にまではしておりません。ただ、つけ根の部分がさびておりますので、それについていろいろ指摘がございました。今後、そういう中で改修していくということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 今、ブランコは聞きました。鉄棒はどうなっているか答弁漏れがあるんだけど、危険があるから修繕をしなくちゃいけないと。その辺の見きわめの中で、もし間に合わなかったら事故になる。問題が発生しますよね。鉄棒の取りかえなので、相当老朽化しているんじゃないかと思うんですが、これもまだ使用可能ですか。これは1回目の質問でしたんだから、本当は1回目で答えてくれなくちゃいけないんですよ。私も真剣に質問しているから真剣に答えてくれなければ困ります。そういうことで、取りかえますか、鉄棒を使用禁止していますかと聞いたんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。鉄棒につきましても、使用禁止はしていません。と申しますのは、私ども監査の関係で施設回りをしまして、その際、触ってさびがあるということで、これは行く行く撤去ないし、そこだけ交換というような形で、それを触って見ておりますので、現状では大丈夫だということがあるんですが、今後のことを考えると修繕したほうが良いというようなことで、今申しましたように、監査委員の指摘もございました、そして、その地区で区の関係者もこれは必要であるということでもありますので、こういう結果になったわけです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） もう3回目になっちゃったんですけど、鶴原保育所のジャングルジムは早くから使用禁止にして安全対策をとっていた。これは福祉課ですよ。安全基準に照らして使用禁止にしたり、使用可能にしたりするということが定かじゃないのか、その辺がよくわからないのですけれどもね。必要と認めるから修繕料とか取りかえの予算を組んだと。その辺の安全に対する鶴原保育所のジャングルジムの安全対策と、今回は大分違うような気がするから質問したんです。これはもちろん点検の時期とか、頻度とか、複数の目でチェックとか、専門的なことをやられているんだと思うのですが、その辺がどうもはっきりしないというのが疑問で、学校の中の安全点検の基準と、福祉管轄の遊園具のチェック、それから都市建設課の管轄の公園の維持管理、こういった安全基準というのはやはり統一でなくてはいけないと思うんです。遊具は基本的に子供たちが使いますよね、大人は使いませんよね。中には大きい大人が使うときもあるんでしょうけど、基本的には小さいお子さんが対象のが全てだから。鶴原のジャングルジムがあったから、それを踏まえて早目早目のチェックをしていますということだと模範なんですよ。使用禁止を長くしちゃいけないから、安全安全で早目早目のチェックを強めていますというのが模範回答ですよ。だから市長もそういう形で、使用可能なんだけど、安全の安全を見て予算計上しましたということだったら、私も安心します。だから、そういうことだと思うので、そういうふうに善意に理解しますが、今後、一つの方向として、市民に傷んでいる状況を把握してもらいたいような形で、例えばいろんな市で始まっていますスマートフォンとかは写真機能を持っているから写真を撮って、こういう遊具だけじゃないよ、穴ぼこがあって危険な場所を写真を撮って、市の都市建設課だとか関係セクションにメールで送って、こういうとこ

ろが傷んでいるよという中で、市民からの提案型の工事とか危険箇所発見システムを採用している市が非常に増えてきています。だから、今後、勝浦市も市民協働型で発見していただいて、限られた職員の中で点検するというのは無理があるので、そういった手法も今後とっていかれるのかどうか、これについては副市長のほうに総括の意味でお答え願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。ただいまの土屋議員からのご質問の中で、市の公共施設あるいは器具等の破損箇所等につきまして、市の点検はもちろんですけれども、市民の皆様から写真とかあるいはメールで市のほうに通告いただく制度を立ち上げたらどうかというようなお話でございますけれども、例えば道路の陥没とか、あるいはただいま申し上げました各公共施設等の破損箇所につきましては、基本的には地元の区長等を通じて市のほうに営繕の要望が、ほぼ日々届いております。

また、それ以前に、ほかにも例えば郵便局の職員が各家庭を回っていますので、道路の陥没等についても通報いただく制度もございます。これは市民の皆さんに通報いただく前に、市といたしまして、そういう制度をつくる前に点検制度を徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 2点ほど、端的に質問しますので、端的にお答えいただきたいと思います。

21ページになります。道路維持費の中の交通安全施設整備・管理事業40万円、これはトンネルの照明修繕及びトンネルの付属物等修繕料となっておりますが、照明はわかるんですが、この付属物と修繕料はどういったもので、市内のトンネルのどこの箇所なのかというのをまずお聞きしたいと思います。

もう一点は、23ページ、事務局費の中の体育大会等出場補助金76万3,000円、こういった体育大会の出場の補助金なのかについてお答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。交通安全の施設の修繕料ということでございますが、道路トンネル照明また付属物ということでございますけれども、こちらにつきましては不定期、不特定で壊れたり、電球が切れたりしますので、特に場所は定めておりません。その都度、修繕をしていくということになります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。この補助金でございますが、まずは県大会といたしまして夏の総体県大会、それから秋の新人戦県大会、それと特に今年度一番大きかったものは、勝浦中学校剣道部が団体戦で関東大会に出場いたしました。それから、個人についても関東大会に出場いたしました。それから、水泳部が関東大会に出場しております。それから全国

大会のほうにも勝中剣道部のほうが個人戦として出場し、見事全国優勝を果たしたわけですが、主にこの関東大会、全国大会の出場経費というのが一番大きな費用となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 都市建設課長にご答弁いただきました。実は、つい最近なんですけれども、小学校の下にあります歩道トンネルの照明が6カ所切れておりまして、住民から指摘がありまして、都市建設課長にお伝えしましたら、あそこは県のほうだということで、早急に対応していただきまして、6カ所の照明全てすぐに交換していただいたんです。あの中に通報機もあって、あと亀裂といいますか、もう20年、30年たつトンネルですのでそういうところもあったんですけれども、墨名のほうと出水のほうの入り口に上からツルが伸びてきてまして、たまたま墨名の区長にお会いしましてお話ししましたら、ツルのほうは区でやるよということで、また住民の方に聞いたら、地域の人たちが定期的にごみ拾いもしてくれているということで言われたんです。あそこは一日中照明がついているんですけれども、やはり子供も通りますし、塩田病院等に行く人もそこを通ります。たまたま私が見に行ったときに、恐らくバスか電車が着いた後だと思うんですけれども、まとまった人たちが10人、15人、ばあ一つとあそこを通過して、多分塩田病院に行くのか保健所に行くのかという感じだと思うんですけど、そういうことで、子供も通る、いろいろ歩行者が通るということで、もう一点だけ確認させていただきたいんですけれども、防犯上あそこは大切な場所だと思いますので、防犯カメラ等がもし設置されているのであればお答えいただきたいのと、もしないようであれば、あそこに防犯カメラを設置するようお願いしたいということをして2回目の質問にさせていただきます。

もう一点、体育大会の出場の補助金につきましては了解しました。これは教育費じゃなくて社会教育費のほうになるかと思うんですが、市長もご存じかと思いますが、今年は勝浦市の剣道チームが県民大会で優勝されました。ほぼ勝浦市出身のメンバーで出ていまして、たまたまあれは7人制なんですけれども、10代、20代、30代、40代、50代以上から各1人ずつ、女性が2人の7人制の混戦チームで出動します。40代の部で出たのが私の後輩で、大体40代に出てくるメンバーは千葉県警であったり実業団のばりばりが出てくるんですけれども、勝浦市の市内で働くメンバーが40代の代表で出ました。そういった中で勝浦市が優勝したということで、県民大会というと国体の下に位置づけするような大きい大会で剣道チームが優勝しました。聞くところによると、なぎなたの競技も優勝したというふうにも聞いているんです。ぜひその辺で、今年の県民大会、ほかでも優勝しているような競技を把握しているようでしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今現在、市内には14カ所防犯カメラが設置されています。議員のご質問ございました勝浦小学校下の歩道トンネルにつきましては、現在設置はされておられません。ですので、ご要望としてお伺いしておきます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。今年度の県民大会につきまして、議員おっしゃる2団体、2競技のほかには、今のところ私のほうには優勝したというような報告は受けてございません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 生活環境課長、要望として受けとめるだけではなくて、県のほうなり、市のほうとしてもということで対応していただきたいということをお願いします。

それから、県民大会に優勝した2チームに関しては、ぜひ市長と対談するとか、広報で周知もそうなんですけど、懸垂幕までつくれとは言いませんけれども、今、剣道を習っている、あるいはなぎなたを習っているような子供たちにとっては大きな夢と目標にもなると思いますので、岩切君が全国大会で優勝したのもありますし、ぜひ市を挙げて優勝したメンバーを祝ってあげるような、今からじゃ遅いかもかもしれませんが、落成式の式典の中でその栄誉をたたえてあげるようなことをしてあげてもいいかと思いますので、ぜひ勝浦市の武道、剣道が、あるいはなぎなたも含めてスポーツがますます発展するように市として盛り上げていっていただきたいということをお願いしたいんですが、その意気込みのご答弁だけでもいただきましたらと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今の各種大会等ですばらしい成績を上げられたというような方たちを表彰する、これは非常にいいことだと思いますので、このたび新たにその表彰制度をつくりました。岩切君と110メートルハードルの増野君、彼をまずトップバッターで表彰いたしました。それが1つ。

それとあと、思いつきで申しわけないですけど、県なんかは、県議会の中で年1回、スポーツ系、それ以外の文化系も含めてその年のチャンピオンになった者全部、議会で表彰します。例えばこういうものをこの勝浦市議会の中で表彰するというのもいいのかな、その年にまとめてですね。そういうことをちょっと思いつきました。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 私のほうから予算に関して3点ほど質問させていただきます。まず、12ページの寄附金、社会福祉事業費寄附金で5,000万円、内容は説明のあったとおりホテル三日月関係ということでございますが、これに関して条例が提案されましたけれども、都合3億6,300万円という基金になるようです。この基金の運用は、当初、小高御代さんのご意思ということで福祉の基金ということになっていますが、これだけの金額になる運用を、今、どのようにされているのか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

もう一つ、そこにある教育費寄附金のほうに山口君代さんから50万円いただいたということでございます。文化センターのほうの設備に充ててもらいたいというご意思だと思いますけれども、この山口君代さんからいただいた50万円が充当されるということだと、予算の中に入っちゃって何に使われたかよくわからないんですけど、せっかく山口君代さんという方が50万円を寄附してくれた、前市長の奥さんですけど、それがどんな形でもわかるようなことも必要じゃないかなと思いますので、その辺の対応についてお伺いします。

次の1点は、14ページの総務費の徴税費、説明ですと、コンビニ収納テスト用の印刷製本費が136万円計上されております。鈴木課長、いろんな懸案事項を、車のナンバーにしても対応してまいられたし、コンビニ収納もかなり前から議会でも話されています。そういうことについて対応されてきて非常に大したものだなと思いますけど、このコンビニ収納をやるに当たって、あくまでテスト用ということですので、どの範囲でやられるのか、数多いコンビニがあります

ので、限定されるのか、それとも全国のコンビニ全て対応できるようになるのか、それについてお伺いします。

16ページの国民年金事務取扱費にシステム改修業務委託料、全額国費でやるというふうになっていますが、このシステムがどういうふうなシステム改修するのか、その内容だけお伺いします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬会計課長。

○会計課長（岩瀬義博君） お答えいたします。小高御代福祉基金につきましては、現在のところ総額で2億5,039万7,247円ございます。この運用につきましては、現在のところ、それぞれ定期並びに決済用普通預金等で運用しておるところでございます。今後につきましても、これらを含めまして担当課等も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。山口君代様からの寄附の関係につきましては、寄附のご意思をいただきましたときに、お邪魔しまして、基本的には新しい交流センターで使っていただければとありがたいお気持ちをいただきまして、それではどういうものにしようかということでお話しさせていただいたんですが、施設の備品とか、絵画とか、いろいろとお話いただいたところですけども、これからものにしていくわけですので、末永く人目に触れるもの、余り壊れやすいものもよくない、なるべく目立つものでそうそう壊れないものということで、今、いろいろと検討しているところでございます。近々山口様のほうにそういうものをご提案をさせていただきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） コンビニ収納関係でございますが、実際の業務は地銀ネットワークサービスというところと委託をいたします。そこに加盟しているコンビニの数は、今手元に資料がないので具体的には申し上げられないんですが、約20件前後、全国的な主立ったコンビニは全て入っております。

1件当たり56円となる予定であります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。国民年金システム改修の内容でございます。平成24年11月26日に交付されました年金生活者支援給付金法によりまして、所得の額が一定の基準を下回る高齢基礎年金等の受給者に対しまして高齢年金生活者支援給付金等を支給することになりました。この所得の判定につきまして、市町村が所得情報を提供して行うこととなっております。市町村が保有します所得情報等を給付金の支給事務を行う日本年金機構が継続的に把握できる仕組みを構築するためのシステム改修でございます。具体的に申し上げますと、日本年金機構と市町村との間を国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を經由して実施、運用しております介護保険料の特別徴収に係る情報交換のためのシステムを活用いたしまして、その機能を追加拡大するためのシステム改修でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 先ほど大事なことを答弁いたしませんでしたので、追加させていただきます。山口君代様のお考えといたしまして、前山口和彦市長の志半ばで亡くなったということで、新しい施設が低いところから高台に移転したということも山口様のほうからご提案の

発端がございましたので、その辺を奥様としては旦那様の気持ちを少しでも交流センターのほうに反映させていただければという温かい気持ちでございまして、ですから、いずれにしましても、どういうものにかえるかは、先ほどお話ししましたように検討しているところでございますけれども、お名前については前市長山口和彦様というふうに明記していただきたいというような奥様からのお話があるというところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今、社会教育課長から話があった山口さんからの寄附金については、本当に善意があるもので、その山口和彦さんの意思をそこにあらわしてもらいたいというふうに思います。ありがとうございます。

コンビニ収納なんですけれども、全国チェーンといってもかなり数があるということですが、基本的なところで受けてやってもらうということになります。これは今回はテスト用ということですが、次年度から本格施行するためのものなのか、それとも今回やってみて、様子を見て考えるのか、その辺、将来的にはコンビニ収納が必要だと思いますけど。あと、税目とか徴収のできる項目、税金なり手数料なりとも市の歳入があると思いますけど、今回、税だけでやっていくのか、そのことについてご確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回のテストの要旨は動作環境のテストで、それが実際に来年運用されたときに果たして正常に働くかということのテストでありますので、導入することが前提でのテストであります。今回やって来年やめるとか、そういうことは考えておりません。

対象税目であります。市県民税や固定資産税を含めた主要な税目、この中には法人の市民税とかは入っておりませんが、軽自動車、国保、それぞれ主立ったメーンの税目は網羅してございます。税以外のものということになりますと、水道課のほうで水道料金の徴収をやると伺っております。うちのほうで上げているのは税だけでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号は総務常任委員会へ、議案第65号及び議案第66号、以上2件は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月6日から12月10日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、12月6日から12月10日までの5日間は休会

することに決しました。

12月11日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時42分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第56号～議案第66号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件